

小規模修繕工事等希望者登録制度について

目的

市が発注する少額で内容が軽易な修繕工事等について、受注を希望する市内業者を登録し、積極的に業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与するため導入します。

また、本制度における業者選定について、基本方針を定めることにより透明性の確保を図ります。

小規模修繕工事等の範囲

小規模修繕工事等とは、原則として予定価格が100万円以下の工事等で内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易なものとします。なお、実際に本制度に基づき発注するかどうかの判断は、発注担当課が行います。

例：ガラス修理、壁の修繕、ペンキ塗り直し等

名簿登録

本制度による発注案件の受注には、あらかじめ登録名簿に登録されている必要があります。

登録の条件

- 1 市内に主たる営業所を置く事業者
- 2 無能力者および破産者でないこと
- 3 米子市入札参加資格者名簿に登録されていないこと
- 4 希望する業種を履行するために必要な資格等を有していること

例：電気工事（電気工事士）、管工事（給水装置工事主任技術者）、消防施設工事（消防設備士）

- 5 市税を滞納していないこと

名簿登録方法

登録希望者は、別紙「米子市小規模修繕工事等希望者登録申請書（様式1）」に次の添付書類を添えて提出してください。

- 1 添付書類
 - (1) 市税情報確認同意書（様式2）

(2) 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し

2 受付期間

西暦の偶数年の2月1日から同月末日まで。以後、随時受付（随時受付の場合は、翌々月に登録されます。）。

3 提出場所

米子市総務部契約検査課（23-5365）

4 有効期間

2年間。随時受付分は、その残期間です。

5 その他

丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる業種（最大3業種）で登録してください。

発注方法

名簿登録者の中から、発注担当課が次の事項により業者選択し、見積依頼を行います。

1 登録希望業種の優先順位

2 施工場所

3 その他施工に関して必要な事項

登録事項の変更等

登録内容の変更及び廃止となる場合は、速やかに別紙「米子市小規模修繕工事等希望者登録事項変更届・廃止届（様式3）」により届け出してください。

名簿への登録は、指名及び契約を約束するものではありません。